

学校において予防すべき感染症

(学校保健安全法施行規則第18条)

- <第一種> エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ
- <第二種> インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- <第三種> コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

証 明 書

学年 組

氏名

<第一種>

<第二種> 百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、
咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

<第三種> コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、
パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、
その他の感染症

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、
ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎

年 月 日より 年 月 日まで上記疾病加療中のところ、

全治したことを証明します。

感染するおそれを認めないので、登校（園）しても支障ありません。

年 月 日

医師氏名

Ⓜ

大和郡山市立

校園長様